1 意見募集の概要

件名	文京区地域防災計画(令和6年度修正)素案	
意見の募集期間	令和6年1月9日(火)から令和6年2月8日(木)まで	
提出者数	18人	
意見数	32件	

2 区に寄せられた意見

	に可せり40亿总元	1
番号	意見【原則原文どおり】	区の考え方
1	2歳の娘が卵、小麦、甲殻類、ごま、イカ、ナッツなどのアレルギーです。災害時に避難所の配給や結蓄は28アレルゲン不使用のものを必ず入れていただくようお願いします。パン、クラッカー類がたべられないので塩むすびなど米のものがないをものがなくなっしまいます。また炊き出しも原材料を表示してなるべくアレルゲン不使用のものだとありがたいです。災害時にアナフィラキシーになると医療体制不十分で死んでしまう可能性が高いですので、よろしくお願いいたします。	避難所に備蓄している非常食のうち、クラッカーについては、小麦粉を使用している旨の表示をしており、それ以外のわかめご飯などの非常食は、表示が義務又は推奨とされている二十八品目のアレルギー物質が不使用となっております。なお、区では、自宅の損傷が少なく、自宅での生活が継続可能な場合は在宅避難を推奨しております。 災害時に備え、各家庭内で必要なものを事前に確認の上、準備いただくようにお願いしております。
2	様々な対応を考えて頂いていることに感謝申し上げます。能登半島での震災において、ライフラインの寸断により避難している方々が一番困っているのはトイレの衛生環境だと聞いています。マンホールトイレなどを整備する他にも、トイレトレーラーの導入を検討していただけないでしょうか。文京区から被災地域に貸し出すことも地域貢献になると考えます。	震災による被災地のトイレ不足を軽減するため、トイレトレーラーが活躍していることは承知しております。 導入に当たっては、平常時の保管場所や活用方法、災害時のけん引車両の確保等の課題もあることから、他自治体での事例等も踏まえ、今後、検討してまいります。
3	地震などでエレベーターが止まった時に備えて水と 食糧、トイレの備蓄をお願いしたいと思います。	区では、区内の中高層共同住宅等のエレベーター閉じ込め対策として、自由に対し、保存食食を費用に必要な経費を出て、自己の方では、というの方では、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが
4	地震が起きるとまずは、避難をします。その後助けに来た人(警察や消防、自衛隊や近所の人)が、そこに人がいるのかがわからなくなり、助けを必要とする人の救助が遅れてしまいます。なので僕から5個ぐらい意見を出します。 ①家の耐震をするための援助金を増やす。又は援助をする。 ②その家がどれだけ耐震できるかを調べていただく。 ③小学校の、総合的な学習の時間に、地震の単元を入れ、ポスターを作り町中に貼る。 ④家の玄関に札をかける。(避難しました。という) ⑤町会・自治会・文京区で避難訓練を行う。(講習を行う。)	①耐震化促進事業で住宅の耐力を で住宅す。今後も周知では、 を行っ事業となるす。の時間を がでは、まます。ののでは、 をでは、 をでは、 できます。ののでは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででがでは、 ででがでは、 ででがでは、 ででがでは、 ででがでは、 ででがでは、 ででがでは、 ででができます。 ので、 地震や災害になって ができます。 ので、 地震や災害にたって ができます。 ので、 ができます。 ので、 地震や災害にたって ができます。 ので、 地震や炎害を行って がで、 がで、 がで、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、

番号	意見【原則原文どおり】	区の考え方
		等の二次被害に遭う可能性もあり、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。 ⑤区では、災害時において町会・自治会や防災関係機関が協力して災害対策活動を円滑に行うことができるよう、避難所総合訓練・防災フェスタ等、総合的かつ実践的な防災訓練を実施しております。また、町会・自治会やマンションが実施する防災訓練に対し、費用の助成、防災課職員による防災講話や地震体験車、煙体験ハウス等の出張を行っております。
5	LGBTQ対応が求められる中で、きちんと組み込まれていてとてもいいです。個々の施設に関しては対策が必要な部分があります。	避難所等における LGBTQ 当事者への配慮については、今後、避難所運営ガイドラインに具体的な対応について明記していくなど、引き続き検討を行ってまいります。
6	●第1編-3-「(想定シーン)」 ⇒看板等の落下について触れられているのは観点として非常に良いと思います。 一方で、壁面タイル、ブロック塀、天井パネル等、非構造部材の危険性についてはこれまで多様でいて、非構造部材に関する危険性とその対策にで、非構造部材に関する危険性と表す。また、非構造部材の維持管理を怠って、基準法の維持管理を記がなされることから、基準活形を表別では、場合によった。場別では、場合によった。場別では、場合によった。場別では、場合によった。場別では、場合によった。と考えます。	いただいたご意見を踏まえ、天井材、外壁材等に 関して、民間建築物所有者等に点検、維持管理等の 対応を促すという内容を追記します。 また、建築基準法第8条に基づく維持保全を必要 に応じて促してまいります。
7	●第2編-74-「(3)無電柱化の推進」 ⇒道路閉塞を防ぐため無電柱化を推進する旨の記載があることについて高く評価をしたいと思います。 一方で、次頁で述べられている「無電柱化路線一覧表(区道)」の対象数の少なさは大変残念に感じます。 また、都道や国道の無電柱化への働きかけ・協力についても記載するべきと考えます。 先日発表された都の「未来の東京戦略 version up 2024」においても、「無電柱化スピードアップ」が強く謳われており、都道の無電柱化事業推進体制の強化、都による「区市町村道への無電柱化チャレンジ支援事業」を踏まえ、都と貴区が連携をすることについても、追記するべきと考えます。	国と都においては、「無電柱化推進計画」や「東京都無電柱化推進計画」に基づき、各道路管理者の責任において、無電柱化事業の推進が図られているものと認識しております。 また、平成31年に策定した「文京区無電柱化推進計画」においても国の計画と整合を取っていることから、既に各個別計画間の連携は図られているものと考えております。 従いまして、ご意見にあるような追記は考えておりませんが、各道路管理者の連携については、重要なことと認識しております。 、密に進めてまいります。
8	●第2編-40-「第3マン防災における自助・共助の構築」 ⇒増加する中を国内にでは非常については非常高層共同住宅については非常については非常のでではます。一方ですると思いでは、といるを要性ででですると、ののでは、では、ないででは、といるをでは、ののでは、ないでは、ないで、ののでは、ないで、ののでは、ないで、ののでは、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで	中高層 共 一月 で 一月

番号	意見【原則原文どおり】	区の考え方
	ない大きいと考えます。 さらに一歩踏み込んで、千葉市のようにマンション 管理組合を町内自治会と同様の組織として位置づけることも検討・追記してはいかがでしょうかっまった。 千葉市では東日本大震災の教訓から、地域認識されたが、平成 25 年 4 月から一定の要件を備えたマン管理組合を町内自治会と同様の組織として位置づけることとしています。 マンション管理組合とでいます。マンション管理組合とではマンション管理組合と関連の連合組織との連合とには、子葉市のこの取り組みは大変参考になるものと考えます。	
9	●第 2 編-100-「緊急救助用スペース」 ⇒「日本サッカー協会ビル 本郷三丁目 10 番 15 号」は既に解体中との認識です。	該当箇所は解体工事中のため、緊急所用スペース 一覧から削除いたします。
10	良いと思います。	ご意見として承ります。
11	妊産婦・乳児救護所は現在4か所ですが、いずれも 文京区の南に位置していただけののですが、いずれいですが、いずれいですが、いずれいではではないではではないではではではではではでは、では、ないのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	東日本大震災の教訓や、災害に対する国際基準に お外別の教訓や、災害に対処すべ近に を帰いて好に対処しして妊産 先現を開けられてしてがしてが、 場が、発展が、大力では、ないでは、大力では、 ののでは、大力では、大力では、 ののでは、大力では、 ののでは、大力では、 ののでで、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののでででででででででで
12	能登市の救助要請は 公的なものであったか。私的なつぶやきからの判断であったか。被災地の応援者は「自己完結活動」が必須であるがそれがなされていたか? 道路棄損、土砂崩れなどの通行遮断、続く余震での不測の二次災害の危険の中、文京区の援助物資運搬は 被災地元の負担と区の労働量から 適切妥当であったかの検証が必要。苦労した、やっと届けた自己満足援助になっていないかの検証が必要。	おります。 なお、被災地に派遣した職員は、活動拠点を富山 市内に置き、食料、宿泊先、移動手段等、全て自己 完結活動をしてきたところです。
13	(文京区が被災したとき) 次に 文京区が被災したとき、道路寸断、情報途 絶の状況で 今想定している友好都市間援助、国や 自衛隊の援助が速やかの届くかの再精査・再確認が 必要。広域災害の時、援助可能な者がどこにどれだ けいるのか。何時の時点で どれだけの援助が 期 待できるかも再検討が必要。(東京が大災害に見舞 われたとき、無傷で応援の余力のある地域・組織は 皆無に近いという認識・前提で考えるのが妥当では ないか)	首都直下地震等の大規模災害により区が被災した際に、国や都、6円滑に支援を受入れるため、区では、あらから円滑に支援を受入れるため、区では、あらから変換を受ける業務や受入体制等を定めた「文」を接続を受ける業務を受ける業務でしております。また、東京都等とのの確認等を定期的に行っていると、区と協定等を締結している自治体との連絡会議の場を設けるなど、日から顔の見える関係作りを構築し、緊急時のはが適切に取れるよう取り組んでいとともに、引き続き、関係機関等と連携の上、円滑な受援応援体制の構築を図ってまいります。
14	(現在の復興復活予定の甘い部分) 1,教育の森給水場のメンテナンスが不十分。 2,教育の森給水場での 水供給のルール、監督作 業の明文化と周知	災害時における応急給水については、「第9章 第3節 第2 飲料水等の供給」に記載のとおり、 被災初期の段階では、1人1日当たり3ℓを目安 とし、給水状況や復旧状況等を勘案しながら、段階

番号	意見【原則原文どおり】	区の考え方
	3、本郷給水場についても同じ。 4、ゴミ回収車が発災後数日で稼働する前提(道路事情・受け入れ処理場の稼働状況) 5、一般ごみ、災害ゴミの一時集積場がない。 6、特にし尿ごみの集積場は「量的・広さ的に「相当のものが必要である。各戸で収集日まで保管するルールは大災害の発災直後数日(或いはもっとずっと長く)には「自己完結型のサバイバルのみが有効だという前提で対応を構築したい。	的の宗をという。 一は、 の等とはす応 とて所なし、る急 計に計て被日と制 とで、 がの等とはす応 とで、 の内が がの等とはす応 とで、 の内が がの内が がの名 がの内が がの名 がの内が がののを いり、 がののの がののの がののの がののの がののの がののの がののの がの が
15	(火災について)(まちづくりの観点から)地域防災計画(素案)には火災予防・消火活動についての言及が殆どない。能登市朝市の火災をみても 火災発生をゼロにすることも初期消火をすべて成功させることも極めて難しい。自然鎮火(焼け止まり)は「空地」「樹木」「道路等」「耐火造」「崖地」「風向」などの要因があるが これらは防災問題ではあるが建築・道路行政として考えた方がより効果的である。	火災予防、消火活動については、第4章に消防署 の消防活動に関して記載しているほか、第2章において、消火器の配備や可搬式動力ポンプ等の整備等 による初期消火体制の強化に加え、建築や道路に関 して、木造住宅密集地域の環境改善、延焼遮断帯の 形成、細街路の整備、公園・緑地の整備等について 記載しております。
16	(防災課の枠を超えて総合的に考える) 地域防災計画 「計画の構成」内の ・地域防災計画 「計画の構成」内の ・地域域の防災力向上 ・安全な交通ネットワーク のためには 「耐火耐震建物群の周囲に延焼防止帯機能をもつ口の移動が上に役立の過路にである道路場が高いである。 を安全な対域を変き地」「災害野糞周にも関がある。 をできま地」が有用である。 をできまり」が有用である。 をできまり」が有用である。 をできまり、が有用である。 をできまり、が有用である。 をできまり、が有用である。 をできまり、が有用である。 をできまり、が有用である。 をできまり、が有用である。 をできまり、があるはないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	建築物等への規制内容については、関連する個別の計画等において別途検討されるものと考えております。 具体的な規制は、防災性と私有財産の制限のバランスを考慮し、法令に基づく手続きを経て行われることとなります。

番号	意見【原則原文どおり】	区の考え方
	るために 自家用車両が 敷地内駐車スペースから 常にはみ出ないよう 十分な駐車スペースを確保す る。駐車場証明の発行を厳しくする。 ・「野糞のための原っぱ」「仮設テントを設置するひ ろば」「災害ゴミの集積場としての空地」 を積極的に確保する。 ・建蔽率、容積率、絶対増やさない。 人間が作った諸基準をクリても屋は何時かは射す。 被害建物の量は構築物の総量に比例します。 が進ます。被害建物の量は構築な場合さむで が災の要です。 防災を本気で考えるなら 区の建築行政の姿勢を根本から変える必要があります。 建築規制の強化は 予算が要らなくて 防災にも環境整備にも役立ちます。	
17	(水の備蓄量を考える) 本郷給水場 20000 ㎡ 教育の森 1500 ㎡ 通常の暮らしでは 本郷給水場は半日分の貯水量である。 インフラ復旧にかかる日数予測の甘さは 能登地震でも証明されている。 給水場からの水給付のルールをシッカリと決めて暴動が起こらないように準備するとともに 水の公助は潤沢でないことを伝え、貯水槽の増設、補助金を拡充した雨水タンクの設置を推奨するなど、区の本気度が問われる。	本郷給水所及び教育の森公園応急給水層の貯水量は合計 21,500 ㎡(=2,150 万 ℓ)あります。応急給水については、1人1日当たり3ℓを目安としており、人数換算すると716万人分以上の貯水量があり、区民23万人の31日分以上の貯水量となります。この他、避難所となる区立小中学校等には40㎡(=4万ℓ)の受水槽を整備しており、各避難所においても13,000人分以上の飲料水を確保しております。これらの飲料水は、給水状況や復旧状況等を勘ましており、給水量を段階的に増やしております。これらの飲料水は、原則とびでは、原則とびでは、教育の森公園内応急給水槽及び避難所とならにおり、給水場所についた急給水・関連として、本郷給水所、教育の森公園内応急給水槽及び避難所とならにおける給水量には限りがあるため、各家庭における飲料水の備蓄や、区民や中小企業等に対する所水タンクの設備・関連部材等購入費および設置工事に係る経費の補助等の対策を推進してまいります。
18	(トイレを考える) 1人1日1~1.5Lの尿と150~200gの大便を排泄する。断水時と下水管破損時 吸水剤使用簡易下水で破損時 吸水剤使用簡下水には流せず、焼却に回す計画である。20万人が吸水剤付き携帯トイレを利用すると 2kg×20万時の3倍を携帯トイレを利用すると 2kg×20万時の3倍の水分90%超の焼却ゴミがでる。平がら回収を待つ。発災から4日目から順次回収を待つ。発災から4日目から順次回収を持つ。発災があるか?相互があるか?有過に大量のの日程は机上の空論!回収車両があるか?作業は机上の空論!回収車両があるか?作業は大変を受けたして、変害があるか?を受けたした。を受けるの炎害があるか?を受けたした。があるか?を受けたした。を受けたした。の数十年分の量と簡易トイレは推奨しない。是にから数十年分の量と簡易トイレは推奨した。と見開発に、新しい。実効ある案を積極的に取り入れてほしい。実効ある案を積極的に取り入れてほしい。	災害用トインに加えるから、 関部で で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で
19	第1部 施策ごとの具体的計画(予防・応急・復旧計画) 第2節 具体的な取組(予防対策) 第1 自助による区民の防災力向上 1 区民による自助の備え	いただいたご意見については、今後の計画修正の 参考とさせていただきます。 また、通信機器の整備等については、区としても 課題として認識しており、あらゆる情報収集・連絡 等通信手段の確保について検討を行っているところ です。

以下の通り補正してはいかがでしょう

1 区民による自助・共助の備え

…区民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ことと併せて「他人が困っているときは援助の手を差し伸べる」という思いやりを育み実現するために必要な防災対策を推進する。

- (1) 区民が実現する必要のある主な防災対策
- (2) 区民が共助できる体制の整備

これまでの被災状況等から、想定外の被害が発生しうることが明らかであり、災害出動の遅れなどにつながっていることに鑑み、区民は困難な中でも被害状況や救助を要する状況など具体的な被災状況を区に通報できるような体制を整備する。

例示です

地域活動センターなどの通信機器の整備を拡充 し、従来の防災無線の配備のみならず、衛生電話な どを配備し、情報が迅速に伝達できるよう検討する 必要があります。

問題点はいろいろあります、管理体制、それを緊急時に利用できる場所や使用方法をわかりやすく案内できる各種マニュアルの整備などに加え、それを区民にどうやって伝えるか、かなり困難を伴うこと予想できますが、最初から1つづつでも、あるいは一地域だけでも最新の体制を整備できればとお考えいただければよいと思います。できないではなくてやらなければなりません。

ア 避難場所の臨時提供

被害が少ない被災者は、避難所だけでは収容しきれない対策のため、個人の自宅やマンション等で提供可能な臨時の避難場所を提供させる(強制ではありません。)システム作りと区民への周知などの体制を整備する。

例示です

我が家は使用していない部屋が7部屋あります。 被害がなければ7部屋を臨時の避難家族のため、提供しようと家族で話し合いをしました。そのためには事前に災害対策課に連絡して、避難所として使用可能な場所、室数、提供するにあたっての諸条件などを事前に把握・準備する必要があります。

問題は山積していますが、我が家以外にも提供できる家やマンション等の空き部屋などが必ずあるはずです。

1.

現状及び課題として挙げられている「各主体間の相 互連携、相互支援を強化し、自助、共助による区民 及び地域の防災力の向上を推進」する具体策が不十 分であると感じます。形骸化した防災訓練や備蓄増 では大規模災害に対応できません。近年、喜ばしい ことですが区内で開発が進み新築マンションが増 え、転入者も増えています。人口が増えるという とは災害時の死傷者や避難を要する人数の母数が えるわけですから、防災計画においてはこれをもっ と考慮すべきと感じます。

単に数字として人口が増えるだけでなく、新規の転入者(特に共同住宅に入居される方々)は地の利や地縁が少なく、避難等に要する行政コストが従前の住民よりも高いという点を考慮すべきです。過去の大震災等において、町会やPTA、消防団等の人的ネットワークが重宝された事例は多く、これらの組織の維持拡充、活性化は文京区の防災のためにも必須です。残念ながらこれらの担い手は年々減ってお

り、既存の大型マンションにおいても、入居者に1

さらに、避難所(区立小中学校等 33 か所)以外の避難スペースの確保として、地域活動センターや児童館、地域アカデミー施設等区有施設の避難スペー大学や高校、寺院、ホテル等と二次的な避難スペースの提供等に関する協定を締結するなど受け入れる。個人単位からの避難との確保に努めてつきましては、事前に諸条件を把握することや個別の取り決め、運用方法等に課題を変するとさせていただきます。

また、町会・自治会等への加入促進については、 区では、区への転入者に対する町会加入促進パンフ レットの配付や町会への SNS 等を活用した情報発 信習得の講座の実施等の取組を実施しており、消防 団員については、消防署において消防団員の入団の

20

番号	意見【原則原文どおり】	区の考え方
	名も町会員がいない例を多く見かけます。 新規転入者にこれらへの入会を促す方策が不可欠 で、併せて町会や PTA、消防団等に明確なインセ ンティブを設定すべきです。例えば、これらの役職 者に区から助成金を出す、役職者の子の保育園入園 時に点数を加点する、ぐらいの強いインパクトが必 要だと考えます。	促進が図られております。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
21	2. 避難所に できない かでは 画 置いた できない できます を の の の の の の の の の の の の の の の の の の	仮設校舎の耐震対策については、地盤調査をと満た と、発災の構造計算を事を実施しております。 に、、建物の計を進め、力では、現行のお計を進め、 でしていては、現行のおけるでは、また、は、また、は、また、は、また、は、また、は、ないののでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、といいのでは、は、といいのでは、は、といいのでは、は、といいのでは、は、といいのでは、は、といいのでは、は、といいのでは、は、といいのでは、は、といいのでは、は、といいのでは、は、といいのでは、は、といいのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
22	防災グッズを配布するなどして、区民全員が防災グッズを持てるようにしたほうがいいと思う	区では、自宅の損傷が少なく、自宅での生活が継続可能な場合は在宅避難を推奨しており、各家庭において、1週間分(最低3日分)の食料や飲料水、簡易トイレなどの備蓄をお願いしております。 また、地域で行われる防災訓練や防災イベント、防災講話等の様々な機会を活用し、備蓄の重要性について問知啓発を行うとともに、防災用品のあっせん事業を通して、各家庭における備蓄を推進しております。 引き続き、各家庭における備蓄の促進に向け、対策を進めてまいります。
23	重点項目 1.在宅避難の推進について 行政の力だけでは限界があるため、区民が自分ごとにして推進していけるような文言に加えていただきたく「」にて加えました。 在宅避難を推進するため、建物の耐震化や不燃化に加え、各家庭での生活維持に必要な機能の確保等の対策強化を図るとともに、「(近所での)安否確認の仕組みと」在宅避難を含む避難所外避難者を支援し「助け合いを推進する」仕組みを構築していく。	第1 在宅避難の推進では、各家庭での生活維持 に必要な機能の確保等について記載しているところ です。 ご指摘いただきました点につきましては、「第7 章 区、区民及び事業者の基本的責務」で概ね同内 容の記載があります。 いただいたご意見については、今後の災害対策を 進める上での参考とさせていただきます。
24	私は在住外国人に日本語を教えるボランティアをやっております。 日本語のわからない人達に向けて、英語をはじめ中国語、ベトナム語などのパンフレットを作ってあげてほしいと思います。	区では、外国人への防災知識の普及啓発を図るため、外国語版(英語・中国語・韓国語)の防災ガイドや防災地図、ハザードマップを作成し、配布を行っております。 加えて、防災情報を発信している防災ポータルや防災アプリでは、多言語機能を活用した防災情報の

番号	意見【原則原文どおり】	区の考え方
		発信を行うなど、引き続き外国人への支援対策に取り組んでまいります。
25	区民の税金です。 防災士に期待される役割は主に二つあり、一つは防災・減災に期待される役割は主に二つあり、一つや家族の事業を主に、一つかり、自分や導、を主に、一つが、大減災に関するととが、初応では、大変を変更がであるととなって、対応では、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	防災士の活動については、「第1章 区民と地域の防災力向上」、防災士資格の取得支援及び育成・活動支援について記載しているところです。 経験値や知識の差を埋めるため、年間を通じ研修会の実施や、情報交換の場を設ける等の取組をおなっており、そこで被災地の経験等を共有できるよう取り組んでまいります。 区以外の被災地での活動については、防災士個人個人の判断になるため、いただいたご意見については今後の参考とさせていただきます。
	第2編 震災対策/第1章 区民と地域の防災力向上 第2節 具体的な取組(予防対策) (3)防災士の育成・活動支援 区は、防災士の資格取得費用の助成や、「取得後 の」防災士のスキルアップ「のための研修の実施や 被災地支援の経費補助」、防災士の活動内容等を掲 載した広報誌の作成等により、防災士の育成・活動 の支援を行う。	
26	第2編 震災対策/第4章 応急対応力の強化 第3節 具体的な取組(応急対策) 第1 初動態勢 1 勤務時間内の活動態勢 (1)災害対策本部の設置 出張その他により区長が不在の場合、災害発生時って 対応にす。 今回を記しては副本部と名とといるででが、対 を当り返れたでのでが、対 を当り返れたい順ではでいますが、対 を当り返れたいりでででです。 今回のまるとといるでは、大きには、一般をといるのでです。 ので、最上位の必要がすると対します。 ので、最上位の必要がすると対します。 ので、最上に、「防、最上位を必要がすると対しておきにしておきなどうするを任せられていたがありよい。 で、もことに変あるかしておきないがり、まますので、対応です。 ので、対応をとることに変ある強化を盛めるからになるが、ところです。 のの状態がありませいがあり、まますので、大きには、のでは、大きには、のでは、大きには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	区長不在時の代理については、文京区災害対策本部条例施行規則第3条第3項において、副区長、教育長の順に担うこととしております。この他、休日・夜間等の対応として、区内または近隣区在住の管理職員4人を臨時災害対策本部の副本部長として指定し、発災時の対応に当たることとしているところです。 防災監の設置については、その有効性等、他自治体の事例等を踏まえながら、今後の対策の参考とさせていただきます。
27	第2編 震災対策/第4章 応急対応力の強化 第3節 具体的な取組(応急対策) 第5 応急教育及び応急保育 1 区立学校(園)の防災対策 (2)保護者等への引渡し 保護者等への引き渡しができなかった児童・生徒に 対する記載を明確にしてほしい。	区立学校(園)では、保護者が迎えに来るまで、 学校(園)で保護し、確実に引き渡しを行います。
28	災害発生時、電気やガス、水道をはじめとしたライフラインが止まってしまった場合に備えて、日頃から飲料水や非常食等を備蓄しておくことは、自宅を安全な場所に避難して生活を送る必要です。今回能	ご指摘いただいた内容を踏まえ、第2編第2節3 備蓄の推進の項目にトイレに関する文言を加筆する 方向で検討いたします。 また、区が実施する各種啓発事業で備蓄品の配付

番号	意見【原則原文どおり】	区の考え方
	登半島大地震でも課題となっている水道の復旧は文京区でも時間がかかるとされています。「備蓄」というものに、災害用トイレを加えておくことは最も重要な備蓄のうちの一つです。東日本大震災のあるアンケート調査によると、調査対象の29自治体の約7割の避難所では、仮設トイレが行き渡るまでに4日以上もかかったとなっています。	や備蓄資機材等の紹介等を行うほか、防災用品あっせん事業やマンション管理組合等の防災活動に対する助成金等により、各家庭や中高層共同住宅等における備蓄を促進いたします。
	「災害用トイレなどの」生活必需品等、と明記していただきたく希望します。さらに、必需品に、速乾で、包帯や紐にもなる「手ぬぐい」を加えていただくこともご検討ください。	
	第2編 震災対策/第8章 避難者対策 第2節 具体的な取組(予防対策) 3 備蓄の推進 区は、区民に対し、3日間分(推奨1週間分)の食糧 や「災害用トイレなどの」生活必需品等を備蓄する よう、啓発活動を行うとともに、ローリングスト ック法の活用により、無駄なく、常に災害に備える ことができるよう周知する。 また、区が実施する各種啓発事業で備蓄品の配付や 備蓄資機材等の紹介等を行うほか、防災用品あっ せん事業やマンション管理組合等の防災活動に対す る助成金等により、各家庭や中高層共同住宅等に おける備蓄を促進する。	
29	・各地の防災倉庫に、区民が防災用品を寄付できる 仕組みを作る。→防災倉庫のストックが増える! ・エレベーターチェアの普及を図る 具体案 ・各ビルの管理者向けに区があっせん。 ・設置を進めるリーフレットを作成。 ・区が設置費用を助成 防災意識を高めるために ①区民が作った防災ポスターをけい示板にはる。 ②引き続き、リーフレット等を区の主要な場所に設置する。 ③体験型の防災訓練を各地で開催。	区区では、 を全体を を全体を を全体を を全体を を全体を を全体を です、たたださいいい にですがあいれたがです。 にですがあいれたがです。 にですがあいれたがです。 にですがあいれたがです。 にですがあいれたがです。 にでする にでが、 にでする にでする にでが、 にでする にでが、 にでする
30	無電柱化を一刻も早く進めて欲しいです。小池都知事はあてになりませんので、文京区が率先して無電柱化を進めて、防災対策をリードして欲しいです。	区道における無電柱化事業については、文京区無電柱化推進計画に基づき、現在取り組んでいる工事の進捗状況に加え、その時々の区政における重要課題の優先順位を判断する中で、無電柱化を進めてまいります。
31	本素案は能登半島地震が起きる前に出されたものですが、能登半島地震を受けて見直すべき点はないのか気になります。 また、そもそも素案の説明会が対面のみの実施ということで多くの区民に届いていないと思います。説明の動画を区民に共有して広く周知してから閣議に	令和6年能登半島地震を受け、被災地の状況から は、避難所等でのトイレや衛生環境の確保に加え、 通信インフラの被害に備えた、様々な通信手段の確 保が今後の課題と捉えております。この度の震災の 教訓も踏まえ、今後、計画の修正決定に向け、更な る対策の強化等について検討してまいります。

番号	意見【原則原文どおり】	区の考え方
番号	意見【原則原文どおり】 進むべきではないでしょうか。 ・自助に対する助成(家具転倒対策以外)自主防災組織の啓発活動への助成の拡充。・「目標を達成するための主な対策」に小学生中学生の防災教育の目標を明示すべき。防災について考えるのが当たり前の世の中にするには教育からであるので。・避難所運営協議会、区民防災組織、学校の連携を明示してほしい。・災害時の医療救護体制の図解、具体化。・防災士の助成をするならば、防災士の役割を明示すべき。	計画(素案)については、区民説明会やパブリックコメント、区立小中学校への周知等により、効果的な見を伺うよう努いただいたご意見を伺うとうといります。 現在区では、区民等の備蓄の促進を図るため、防災用品のあっせん事業を消化の名とのが、が選問が、が開品のあったが、の資料をでは、近天等の情でのののでは、近天等ののでは、近天等ののでは、近天等ののでは、近天では、近天等のでは、近天では、近天等のでは、近天では、近天では、近天では、近天では、近天では、近天では、近天では、近天
32		自らの安全を確保するための行動ができるようにする」 ・「災害発生時及び事後に、すすんで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする」・「自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災につの基礎的・基本的事項ができるようにで、地域の自然できるようにての基礎的・基本的事項ができるようにでは、「第8章できる。できるようにでは、「第8章では、「第8章では、「第8章では、「第1章で